

印西市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年1月15日制定

令和4年1月13日改正

令和7年2月13日改正

印西市農業委員会

第1 基本的な考え方

平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の一部改正が施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会において最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

印西市は、近年、企業立地が進むと共に、東京都心から約40キロメートル、成田空港から約15キロメートルに位置する好立地条件と強固な地盤による地理的な優位性から、千葉ニュータウンを中心とした市街化が進んでいる。一方、市域面積12,379ヘクタールのうち、約4割が農地であることから、都市近郊の立地条件を活かした農業が展開されている。しかし、近年の自然環境や社会情勢の変化に伴い、鳥獣被害や全国的な課題である農業者の高齢化及び担い手の不足により、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増している。そのような環境から遊休農地の拡大も大きな問題となってきた。

このような状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特性を活かし、活力ある農業を築くため、法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地等の利用の最適化を一体的に取り組むことができるよう、印西市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を次のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する千葉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する印西市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25

日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 令和7年1月	4,719ha	247ha	5.2%
3年後の目標 令和10年1月	4,674ha	239.2ha	5.1%
10年後の目標 令和17年1月	4,569ha	221ha	4.8%

※1：現状の管内の農地面積は、農地台帳による農地面積（令和6年12月現在）

※2：3年後及び10年後の管内の農地面積は、過去3年間の農地転用等の実績により「15ha/年間減少」と想定した。

※3：現状の遊休農地面積は、令和6年度の農地利用状況調査の結果に基づく。

【目標設定の考え方】

新たな遊休農地の発生を防止し、委員1人当たり年間1,000㎡（10a）の解消を目指すことにより、全体で年間2.6ha、3年間で7.8ha、10年間で26haの解消目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- ・ 農業委員と推進委員との連携による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

② 農地中間管理機構との連携について

- ・ 各調査の結果を活用し、担い手や農地中間管理機構との関係機関との連携により農家の意向を踏まえた貸付け等を推進する。

③ 農業委員及び農地利用最適化推進委員による定期的なパトロールの実施。

④ 農地の借り手（受け手）の掘り起こしの実施。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。
単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況」のとおりとする。

2 担い手への農地利用集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	農地利用集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 令和7年1月	4, 7 1 9 ha	4 0 1 ha	8. 5 %
3年後の目標 令和10年1月	4, 6 7 4 ha	4 1 6. 9 ha	8. 9 %
10年後の目標 令和17年1月	4, 5 6 9 ha	4 5 4 ha	9. 9 %

※1：現状の管内の農地面積は、農地台帳による農地面積（令和6年12月現在）

※2：3年後及び10年後の管内の農地面積は、過去3年間の農地転用等の実績により「15ha/年減少」と想定した。

※3：現状の農地利用集積面積は、令和6年3月末日現在の「担い手の農地利用集積状況調査」に基づく利用集積面積とする。

【目標設定の考え方】

令和5年度における新規の利用集積面積が5.3haであったことから、この実績を基に3年間で15.9ha、10年間で53haを集積目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の目標を達成するための役割について

- ・ 人と農地の問題を解決するため、10年後の農地の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用するための推進に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

- ・ 農地中間管理機構等と連携し、復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等について、担い手への集積・集約や農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整について

- ・ 地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換等を推進す

る。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） 【新規参入者取得面積】	新規参入者数（法人） 【新規参入者取得面積】
現 状 令和7年1月	14人 【5.0ha】	0法人 【0ha】
3年後の目標 令和10年1月	23人 【9.5ha】	3法人 【6.0ha】
10年後の目標 令和17年1月	44人 【20.0ha】	10法人 【20.0ha】

【目標設定の考え方】

令和3年度から令和5年度までの3年間における新規参入が14経営体であったことから、実績を勘案し年間4経営体（個人3、法人1）とし、個人1経営体あたり0.5ha、法人1経営体あたり2.0haを目標とする。（累計値）

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ①県、市、農業協同組合、農業会議及び農地中間管理機構等との連携を図り、新規参入に向けたサポートを実施する。
- ②農業委員及び農地利用最適化推進委員による新規参入者に対する相談への対応

(3) 新規参入の推進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人・法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくために農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力